

金融円滑化に向けた取組みについて

JF西日本信漁連は、漁業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取組んでおります。

今般、下記のとおり、金融円滑化にかかる取組みの基本的方針を制定し、取組み体制を強化いたしました。

当連合会では、この方針に基づきまして、お客さまからのご相談等にはより一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

記

1 金融円滑化にかかる基本的方針（別紙のとおり）

2 金融円滑化の実施に向けた体制の強化

当連合会は、本方針を適切に実施するため、以下のとおり体制を強化しております。

- (1) 適切な金融円滑化管理態勢を確立するため、金融円滑化管理規程を策定いたしました。
- (2) お客さまからの相談等に対して迅速かつ適切に対応するため、金融円滑化管理責任者・金融円滑化管理担当者を設置し、金融円滑化に向けた体制を強化いたしました。
- (3) 役職員に対し、金融円滑化に関する本法律の趣旨について周知徹底することにより、資質の向上に努めます。

3 金融円滑化にかかる苦情・相談窓口の設置

以下の「ご相談窓口」にて、お客様からの貸出条件変更等にかかるご相談に応じております。

お客様のためのご相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号	FAX 番号
本店	香川県高松市北浜町9番12号	本店営業部 業務課	087-851-5312	087-822-1096
鳥取支店	鳥取県鳥取市青葉町3-111	鳥取営業部 業務課	0857-23-1351	0857-22-0234
高知支店	高知県高知市本町1-6-21	高知営業部 業務課	088-823-2251	088-824-3117
室戸支店	高知県室戸市室戸岬町5942-1	室戸支店	0887-23-0415	0887-22-2655
すくも湾支店	高知県宿毛市小筑紫町田ノ浦 1337-2	すくも湾支店	0880-62-3177	0880-62-3151

（ご相談受付時間：9時～15時）

貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、営業部業務課にてお受けいたします。

・苦情相談窓口 TEL 087-851-5312

4 中小企業者等の事業改善または再生のための支援にかかる体制

金融円滑化管理責任者（または、コンプライアンス委員会等）を中心に経営改善または再生のための支援について真摯に取り組むとともに、役職員の資質向上に努めます。

以上